

## 6. 自動車(改造費・免許取得費)の補助

### (1) 自動車改造費の補助

就労等に伴い、身体障がい者が自ら所有し運転する自動車の操行装置等を改造する必要がある場合、その費用の一部を補助します。

対象者	身体障害者手帳を所持する人(所得制限あり)
補助額	自動車の改造に直接要する費用で、10万円を限度とする。
手続きに必要な書類等	(1) 申請書(窓口に備え付けあり) (5) 改造前の写真(ポラロイドは不可) (2) 改造部分の見積書 (6) 車検証 (3) 身体障害者手帳 (7) 所得・税額調査同意書(窓口に備え付けあり) (4) 運転免許証
受付場所	市役所障害福祉課(支所での受付はできません)
注意事項	※ すでに改造されている自動車は対象になりません。 ※ 障がいに応じた改造をすることを条件とします。 ※ 改造前に申請が必要です。

《お問い合わせ》 障害福祉課

### (2) 自動車運転免許取得補助

身体障害者手帳を所持している人が運転免許を取得するとき、その費用の一部を補助します。

対象者	身体障害者手帳所持者
免許の種類	第1種普通自動車運転免許の取得に限る。
補助額	免許取得に要した費用の3分の2以内で10万円を限度とする。
手続きに必要な書類等	(1) 申請書兼実績報告書(窓口に備え付けあり) (4) 入学金、教習料の料金表 (2) 請求書(窓口に備え付けあり) (5) 入学金、教習料の領収書の写し (3) 運転免許証 (6) 身体障害者手帳
受付場所	市役所障害福祉課(支所での受付はできません)
注意事項	※ 免許取得後6か月以内に申請してください。

《お問い合わせ》 障害福祉課

### (3) 自動車運転免許取得 補講料 補助

上記の「自動車運転免許取得補助」制度を受けられた人を対象に、免許取得に要した費用のうち「補講料」について3万円を限度に補助します。

対象者	上記自動車運転免許取得補助を受けた人
手続きに必要な書類等	(1) 補講証明書 (3) 補講料の領収書の写し (2) 運転免許証
受付場所	市役所障害福祉課(支所での受付はできません)
注意事項	※ 免許取得後6か月以内に申請してください。

《お問い合わせ》 障害福祉課